
第3回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

平成30年9月10日 (月曜日)

議事日程 (第4号)

平成30年9月10日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第37号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第38号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第3回)について
- 日程第3 議案第39号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第4 議案第40号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第5 議案第41号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第42号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第43号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第44号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第45号 平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第46号 日吉津村教育委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 議案第 38 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 3 議案第 39 号 平成 30 年鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 4 議案第 40 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 5 議案第 41 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 42 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 43 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 44 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 45 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 46 号 日吉津村教育委員会委員の選任について

出席議員（9 名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1 番 河 中 博 子 | 3 番 松 本 二三子 |
| 4 番 加 藤 修 | 5 番 三 島 尋 子 |
| 6 番 江 田 加 代 | 7 番 橋 井 満 義 |
| 8 番 井 藤 稔 | 9 番 松 田 悦 郎 |
| 10 番 山 路 有 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 深 田 珠 生

午前9時00分 開議

○議長（山路 有君） みなさんおはようございます。ただいまから平成30年9月定例会4日目を開催します。ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第37号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第37号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。おはようございます。この議案については当初3月議会に上程され、4月1日からの予定であったものを、いきなりこう、下水道正規料金化についてを提案は、いきなりではなくまず住民説明会を行って、半年間の周知期間を置いてということで、まあこういうふうなチラシで各自治会を回られたという所で意見を聴収して、それで下水道審議会にかけて答申をいただいたという内容であります。この10パーセント減額については、平成20年の末にあったリーマンショックにおいて急激に落ちたと、あの時の株価がだいたい約7,000円台だったと思いますが、今現在2万1,000円と約3倍に上がったということを踏まえて、提案の理由のところ景気が回復をしたので元に戻したいという話でございますが、この下水道の使用料を選定するにあたって、この充当率というのが、充当率A、要するに利子償還金と維持管理費を合わせたものに、充てる充当率Aが、28年度が79.3、29年度が87.7と上がっ

ています。もうひとつ元利償還金を合わせた充当率Bになると、28年度は46.2、29年度は53.2とこれも上がっています。この原因として起債等が1億ぐらいあったのが、6,000万円ぐらいに下がったという、で、充当率がそれで上がってきたというところにおいて、景気が上がったというふうに感じてのものだと思いますが、なぜ今この充当率が上がってきているの中で、なぜ今これを元に戻さなければいけないのかという理由をお願いします。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 加藤議員のご質問にお答えします。今なぜそういったようなことで見直しをしなければならないかというご質問なんですけれども、加藤議員がおっしゃったように、このひとつは景気がリーマンショックで落ち込んだものが、回復基調にあるということがございます。まあそういった中で、これまでも21年実施、10パーセントの減額を実施してまいって29年までずっと30年の9月末までなんですけれども、実施をしてきたという中で、その年に審議会において10パーセントの削減についての審議をしていただいていた状況でございますし、なおかつ、毎年ではないんですけれども、使用料の率、掛金の体系の見直しということについても審議会の方で、審議していただいたということの中でこれまでは景気なりそういったもろもろの事情があつて、ずっと今までどおりの10パーセントの削減ということで審議いただいておりますけれども、この度当局の方から諮問を出さしていただいたということで、その3年間を掛けて10パーセントの削減について、段階的に見直しをしていくという中で、審議会の方から答申をいただいたということがございますので、そういった中で今回の実施に踏み切ったということで、まあ一番の要因は20年、21年のころの景気の状態に比べて、今このタイミングが来年に向けてはまた消費税の増税なりというところが予定されておる中で、今このタイミングなのかなということがあります。

もう一点加えてが、32年から公営企業会計の方に移行するということがひとつございまして、その公営企業、現在官公庁の動きということで単式簿記なんですけれども、公営企業会計複式簿記になって貸借対照表なり、損益計算書といった財務諸表を基に経営の健全化を図っていくというようなことがございますので、そのタイミングに合わせても、今が見直しの時期ではないのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。景気が回復をしたというふうな判断というのは難しいところではありますが、あのわたしも食料品をよく買いに行くんですけれども、乳製品が

値上がりしたとか野菜が高いとか、景気指数は上がっているかも知れませんが、生活実感としてほとんどないですね。景気が良くなったという実感はありません。収入は増えているかも知れませんが、出る方も多いうところで、今のそのなぜ今なのかというところが、納得ができません。要するに景気の回復というのが表れていない。それと公営企業会計複式簿記になった時に、どうしてもこれは元に戻さないといけないのかというところ、そこだけひとつ。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 公営企業会計にする目的というのがございまして、下水道っていいのですがまあ、住民生活に非常に大きく関わってくる一つのことで、住民のライフラインに関わってくるというところがございますが、そういった中で背景的なところなんですけれども、下水道に関わらず道路等もそうなんですけれども、高度成長期に整備されておりますそういったインフラが、ここ近年におきましては更新の時期を向かえているというところでそういったような支出の増大が見込まれるという中で、人口が減少していった収入の方は減少が見込まれるというところ、その下水道の経営が今後厳しくなってくるというところが見込まれる中で、その会計の方を複式簿記ということで財務諸表なりそういったものを作成することによって、資産状況なり、経営状況なりが可視化できるというところが一つございます。

そういった中で、公営企業経営の健全化でありますとか、住民サービスの安定的な供給といったことを目指していくというところで、公営企業会計が導入されていくというところがございます。

公営企業会計を導入することによって、どのようなメリットが生れてくるかということで、総務省の方で示しておりますのが4点ございまして、計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上、適格な原価計算による適切な料金算定というところがございまして、その他にも2点あるんですけれども、ガバナンスの向上であるとか住民ニーズへのサービスの向上というようなところもうたっておりますけれども、その中、先ほど言いましたように適切な料金の算定ということがございまして、そういった中で正規料金に戻した上での適切な料金なのかどうか、そういったものを公営企業会計において検証することができるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 3回目ですのでこれが最後です。まあ今の答弁からして、公営企業会計にしてもせんでも減免はできるという判断です。まあできないということであればしかた

がないですけれども、今、適正な料金設定をすればいいということですから、別段問題はないのかなあと思います。それで1年間650万ですよ、約、減額の措置。9年間で5,800万ほど、累計でね。これくらい減額をしていただいて、わたしは10パーセントを減額を強く求めているところであります。

なぜかと言えば、いろいろ補助体制というのがありますね。教育でも福祉でも、たくさんありますけれども補助とか支援金とかいっぱいありますけれども、これはやっぱり対象者がいます。対象者がね。ただこの10パーセントというのは、下水道については、下水道料金の設定については、基本料金プラス人数割りがくるんですね、人数割りが。おじいさん、おばあさん、お父さん、お母さん、子どもが増え6人だったら6人分払わないけんですがね、6人分。そうするとこれ10パーセントを減額だと6人が全部対象になるんです。こういうのはないんですよ。わが村の補助対象の中で唯一、今月末のわが村のあれが3,565人ですね。これ全ての人にこの恩恵が行きわたるんです。これだけは、人数割りが付きますから、だから10パーセントを続けてごせと言っているのはそこなんです。

それと要するに、28年度の決算審査の付帯意見のところにも、10パーセント減額は続けて下さいという付帯意見を付けております。そのとおりしていただいておりますが、今回は元に戻すというところで、ここ、せっかく日吉津村の売りでございますので、全村民対象の補助体制というのはこれしかないんですよ。

それではちょっと村長に聞きますけれども、これだけの良い施策をなぜ止めるのかというところがあります。それとまあ、平成32年でいいですか、元号が変わりますので平成32年になるとは限りませんが、10月に8パーセントから10パーセントに消費税が上がる。せめてね、せめて、平成32年に2パーセント上がりますね。この景気の動向を見てから考えられても遅くはないと思いますね。水戸黄門ではありませんけどね、助さん、格さんもういいでしょというところの見極めをしてから、この元に戻しましょうという考えにはなりませんか。せつに要望するところがございますが、よろしく願います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） この37号でありますけれども、タイトルにありますように特例条例ですので、その特例を外したいというものであります。外す理由というのは、先ほど課長が申し上げましたけれども、そのいうなればリーマンショックが終わって、その後10年間これでやってきたということでもありますけれども、ある意味、公共料金は一定の水準を、行政サービスの

水準をしていくためにはすべての公共料金は、ある一定の年限において見直しをしなければならないというのがルールだというふうに思ってますけれども、その中で特例条例を設ける前の本則の方では、先ほど言われましたように、6,000万、まあ人口が増えましたので、あれですけれども6,000万程度の収入があつて1割減額すると600万ということでした。これをリーマンショックに応じて、そのことを特例条例を設けさしていただいたのは、平成の合併で実は下水の使用料を1.5倍にさせていただきました。その時に非常に議会の方で、いわゆるその合併をする前の行財政の検討委員会では、さまざまなサービスをカットをしたり、それから負担を持ち上げたりさせていただいて、下水の使用料はよそと比較して比較的安かったということがあつて、このぐらいならご理解がいただけるだろうというのが1.5倍の引き上げでした。

そういう中でそれをやって、10年前にやっぱり議会の方から1.5はすぎるじゃないかというようなこともあつたというふうに思っておりますので、10パーセント下げて、それはちょうどリーマンショックの時でしたのでそういう提案をさせていただいて、10年たつて、10年といいますがけれども、先ほど課長が申しあげましたようにこの何年かは部内でいろんなことを議論して、どちらかといえばやっぱり、この特例条例の特例を外さなければならないなあという前提で議論をしてきて、いよいよ下水道審議会の中でだいぶ長らくやって、景気も回復し、一定の公共サービスをしていくための料金は必要なものであるので、引き上げさせていただきたいということで下水道審議会の答申をいただいて、答申をいただいて先ほど加藤議員からありましたように、住民説明が不十分だということでしたので、半年かけて住民説明をして今回提案をしたということになります。

住民説明の際には特段異論がなかったということを知っておりますので、住民説明をさせていただいて今回の特例条例を、それもいっぺんにということではなしに、経過措置を経ながらやらせていただきたいということで提案をしたものであります。それでご理解をいただきたいと思えますし、消費税が上がったり、元号が変わったりというようなさまざまな日本全体の動きがありますけれども、それを見ておるとやっぱり次から次と上げん要因が出て、それは言い方としては不十分かも知れませんが、村としてはやっぱりこの時にこれという決断をしていかなければならないというふうに思ってますし、それからまあ下世話な話ですけれども、いつが適切なのかということ考えて、31年が良いのかと32年が良いのかということもありますけれども、それはいつ議論をしても上げるというのは、いつも同じだろうというふうに思ってますので、今の首長としての責任を持つということでは、半年議論をさせていただいて住民の皆さんにお話しを

させていただきましたので、この期をもって引き上げをさせていただくと、しかもそれは経過措置を踏まえての削減の軽減をさせていただき、われわれの側からすると軽減をさせていただくということでの取組みに行きたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。まず、提案理由について景気が回復したというようなことを説明を受けておりましたので、今も同僚議員がおっしゃったように本当に生活者としては景気が良くなったというような実感は全くありません。それで思うんですけども、仮に多少収入がもしかしたら増えておるかも知れません。人によっては。ただ、それ以上にここ、たび重なる社会保障費がどんどんどんどん削られて住民負担が増えております。数えればきりがありません。今の村長のご答弁の中で、特例外しということをおっしゃったんですけども、それは後期高齢者の利用保険制度であったり、特例外しがここ2年前からありまして、それが完了して住民負担が増えております。

そういったことを考えますと、じゃあ国民健康保険だって今特例で走りましたけれども、これが5年、6年後にはいったいどうなるのかという不安があるわけです。そういった不安の中で、この頃、国の動きは関係ないというふうに思いたくありません。というのが、いろいろと住民負担が増える前に特に国民生活を検証もせず、どちらかというと審議会の方の答申をちょっと無視したような何ていいますかね、本当に削減ありきというような、財務省の力で、ずっと住民負担が増えてるんじゃないかなっていうふうなことも感じております。

そんな中でわたしはいろいろなことをお聞きしようかと思ったんですけども、今の加藤議員の質問の中でずいぶんお答えいただいておりますので、まずこの住民がどのように感じておられるかっていうのは、わたし住民説明会に6ヵ月間、まああてがわれたのは良かったなと思っておりますし、そして同僚議員に聞きますと住民説明会に参加した人が、下水道料金が安くしてあるということを初めて知ったと、住民説明会でね。そういうことを言われたんだそうです。わたしはそういったことを考えればこの住民説明会は良かったなあと思っております。やっぱりね、住民も本当いろいろなことを知るべきだと思っておりますので、良い施策があれば、それを住民はちゃんと自覚して喜ぶというようなことは、わたしは良いことだなあと思っております。

そこでですけども、今ちょっと気になりましたけれども、料金を減額することは公会計になったら難しいというようなご答弁だと思いますけれども、わたしもよく詳しくないんですけども

も、この公会計に移行するのは3,000人以下の人口であれば、これは強制的に移行しなくてもいいというようなことになっているようではありますけれども、そういったレベルで考えますと、減額することを厳しく縛られるというようなことではないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 江田議員のご質問にお答えいたします。公会計の移行につきましては、3万人未満の市町村においては任意であるということではありますけれども、現に昨年からの公会計移行に向けての取組みなり、予算の執行なりをさせていただいておるところでございますので、それは後戻りはできないものでありますし、この公会計の実施において今行っております1割分の削減についてが、できなくなるんじゃないかというふうに思っておられるのかなと思いますけれども、そこにつきましてはこの公会計を実施することによって、経営がどのような形で行われておるのか、料金が適性に設定されておるのか、あるいは施設の改善計画が適切なものであるのかどうか、そういったような所のバランスを見ながら、運営においてどのような形で計画を立てて行かなければならないのかというような所が、財務諸表において分析ができるようになるという中で、料金の体系が削減、減額してあるということになりますとそういったような所についても加味した中で、分析をしなければならぬのかなというふうに思っております。

かならず、その減額を元に戻した正規料金において、公会計の中で分析をしなければならぬというものではないとは思いますが、その料金の元となります体系がありますので、そういった中でその見直しをするということになりますと、基本的な所の料金の体系的な所の見直しというような所が必要ではないのかなと、まあ現に減額で料金の設定をさせていただいておりますけれども、それを一度正規料金という形に戻さしていただいた中で、公会計に基づいた財務諸表なりで分析をするということが良いのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） すみません、今の人口3万人以下でした。3,000人って言ってしまいました。今のご答弁によりますと、結果的には必ずしなければならぬというものでもないと思うけどというようなことを答弁ありましたけれども、わたしはこれ金額、本当にこの下水道料金の10パーセント、金額だけにこだわっているわけじゃありません。やっぱりね、本当に行政の住民の暮らしを守るっていいですか、生活をしっかり支えるというようなところに立っていただいて、頑張っていたきたいということなんです。

いろいろとご答弁いただいておりますけれども、ここんところをじゃあ住民の皆さんはどういった暮らしされてるのかなっていうのを、ここ最近調べて回ったわけではないんですけれども、ずっと何年か相談を受けたりとかした中で、何点か住民さんの声をお聞きいただきたいんですけれども、その感想をいただきたいんですけれども。

まず高齢者でした。最近冠婚葬祭のつきあいが負担になってきた。そして親族、知人が亡くなっても香典さえ出せない時がある。こういって言われた方がありました。それと交際費に回すお金がないので、最近外出を控えているという話、それから次の方主婦なんですけれども、いくら節約してもお金不安は減ることがないっていうことを言われました。それと後は子どもが就職したものの、奨学金の返済、車のローン、どうやらスマホの料金でもう給料が余分がないようだという話、それからこれは高齢者でしたけれども、自分がもらった年金なのに1枚の札も自由に使えない。わたし、1枚が1万円なのかなと思っていたんですけれども、よくよく聞いてみたら1,000円でした。1枚の札も自由に使えない、おそらく生活費の年金が柱になってるのかなというふうに思ったんですけれども、それと大学生をかかえる家族、これは住民さんの声じゃなくて、総務省が全国消費実態調査で大学生をかかえる家庭が、貯金が食いつぶされているというので、貯蓄率がマイナスになるのが、子どもさんが大学に行かれた時なんだそうです。

そういった実態が出ておるといことなんですけれども、それで結果的には確かに、リーマンショック以後、景気が回復したということはあるかも知れませんが、それにしても鳥取県内で、そんなにそんなに景気が良くなったなということを実感されている方、わたしはあっても少ないと思うんですけれども、結局はなぜかっていうと、家計の判断で使えるお金が減っておる。まあ可処分所得っていうんだそうですけれども、やっぱそういったことがあるかぎり、全然景気が良くなったなんてこと実感が持てないんですけれども、そのあたりの声っていいですか、そういうことはお聞きになっていきますでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 住民説明会において、3月の終わりから4月の中旬にかけて、7自治会のそれぞれの総会の方へ出席させていただいて、こちらの下水道料金に係る説明をさせていただきました。時間の制限もあった中だったので、詳しい、住民の皆様方からのご意見を伺う時間はなかったんですけれども、先ほど江田議員さんが言われたようなそういったような声というのは、わたしの方の耳には届いていないということでございまして、その住民説明会の中においていただいた意見と言いますか質問的なところなんですけれども、今回の削減を、減額

率を下げるというような表現は、結局なんかわかりにくいと負担が大きくなるのだから、そういったような減額率を下げるということではなく、負担が多くなるというような直接的な表現といえますか、わかりやすい表現で説明をしてほしいというようなご意見を頂戴いたしましたし、後はそもそもこの 10 パーセントの減額をなぜ見直さなければならないのかというところについての、収支の関係なりについてのご質問を頂戴したというようなところで、特段生活が困窮してこの見直しについては反対するかというようなご意見を頂戴はしておりません。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） えっとね、まだね、住民説明会とかそういったところに出かけて来て、ものを言える方はどちらかという強い方だと思います。ほんとに言いたくても言えない人というのが圧倒的に多いわけですね。住民説明会に集まって来られる方の人数を見た場合ね、参加していない人の方が絶対的に多いじゃないですか、そうした時に本当にあそこに行き住民説明会は何ていいますか、要望を聞くところではないというような答弁がなんかありましたけれども、やっぱり説明会に行き聞くんですけども話は、そこでそういった非常に自分の生活が困窮しておると、なんと困りますというようなことは相当でないと言えないと思いますので、そういったところに目を配っていただくのが、役場の職員の皆さんだと思ってます。

先ほど、最後になりますけれども、なぜ今かっていう時に来年は消費税が値上げになるというふうに言われました。今しかないという、じゃあもう来年になったら痛みが来るぞという、わかっておる時期に、こういった議会もいつも評価して、わたしは日吉津村の目玉商品だと思っておりました。そういつて思っていましたので、本当金額は年間にすれば 5,000 円、1 月だと 500 円くらいですかね、値上げになるのが、それにしても金額だけじゃなくて、そういった良い制度があったということを、この度のこういった議論の中で住民さんが知られて、少しはまだ元気になるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりで、先ほど同僚議員が言われましたけれど、これを本当に今思いとどまっていくということは無理でしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 来年の消費税の引き上げの国民生活に及ぼす影響や、元号が変わることによって国民生活に及ぼす影響、それは自治体にもあります。自治体の消費税が入ると言っても、それこそ幼児教育の無償化では消費税の引き上げ分があてにされていますけれども、それとてあてにならないという状況の中で、今わが村で幼児教育の無償化した時に、わが村が新たに負担をしていかなければならない金が 800 万になります。到底消費税が 800 万増額になるとは思ってい

ませんので、非常に大きな額かな、その他のことも含めるとこの幼児教育とても十分な国の負担があるというふうに、政権で約束されてやられることですけれども、それはないと、2割5分はわが村が負担をせないけんということであります。という意味では、この10年さらには平成の合併が終わって15年がたちますけれども、行政サービスは格段に広げてきたというふうに思っています。それはヴィレステをひとつとってみても、それは利用料を一部屋何ぼという言い方ではもらいますけれども、図書館などは本当に村民の皆さんにまんべんなくお使いをいただくと、いただける施設であると、利用がかたよっておるということはあるかも知れませんが、まんべんなく利用いただける施設だというふうに思っていますので、ありとあらゆる面でそのサービスを広げてきたと、広がってきたと、また、しなければならぬ子育てなどの必要に迫られるサービスも拡大をしてきたというふうに思っておりますので、その歳出や行政経費の拡大分、人口が増えて行政経費が多くなった分については、一定の交付税での見返りは人口が土台にしてありますので、ある程度のものはありますけれども、そうはいつでも2割5分はわが村が自己負担をしなければならぬということでもありますので、そういう意味では平成15年の行財政検討委員会を出していただいた数字に、やっぱりその当時に戻さしていただかなければならぬ状況はありと、すべての公共料金を今どちらかといえば平成の合併以降引き上げをしておらないというのが実態かと思っておりますので、一定のものをやっぱり議論をした中では、ここの部分は元に戻さしていただきたいというお願いでありますので、あくまでもやっぱり持続させていくということでは負担なしには持続ができないわけでありまして、一定のものも順次負担を求めさしていただく、引き上げさせていただかなければならぬ状況があるということで、国のこともありますけれども国がやるので末端行政はそのままにしておけということではないと、末端行政は末端行政として考えなければならぬことはあるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山路 有君） ここで議長の方から、制約をするわけでないですけれども、質疑については簡潔、明瞭にお願いをしたいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしますと質疑、この議案についての質疑ありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。ただいまのお二人の議員、同僚の方から質問がありましたけれども、それはわたくしも同感です。ちょっとその他のことで伺いたいと思っておりますけれども、この特例条例を出された時のことからちょっと調べてみまして、会議録をちょっと

見させていただきました。その時に 21 年からずっと出してあるんですけども、その時に村長の答弁としてですね、審議会には諮っていないと、これは政策的にやるものでそれは審議会に諮らないということをおっしゃっています。

それであとずっと何年か経っていますけれども、その後でもいろいろ議員からの質問が出ていますが、公共料金の上げ下げについては議論をする場でやるべきだと思っておるということをおっしゃっています。ですので、わたくしは今回、村長が審議会にこの料金のまあ値上げって言いましたら、いや元に返すんだということを職員からの説明がありましたけれども、たしかにそうですが、一般住民からすれば上がることには変わりがありませんので、その説明を聞きました。

先ほど来、いろいろ年次をおって何パーセントということがありましたけれども、そこで話し合いをした時に公会計に移るという説明もありまして、公会計に移ったら一般会計からの繰り入れができないということの説明もありました。それも調べました。他市町のことも調べてみまして、一般会計からの繰り入れってというのは、住民の負担が多くならないように調整をしていくために、一般会計からの繰り入れも検討していますということが書かれております。普通の企業会計ではありませんので、民間の、公営企業という公営の企業会計ですので、その点が普通の企業会計よりはゆるくなっておるといふところがあります。ですので、絶対入れれないということはないというふうにわたくしは解釈しました。その点で思うと、ちょっとその時の説明っていうのは厳しかったかなあというふうに捉えています。

あとずっと計算をしてきまして、どことどうなんだろうということを見てきました。住民の方にもこうなんですけれどもと言った時に、自分が一番、下水道料金で賛成できないところというのは、水道料金で計算がされていない。ぜんぜん別個のやり方で日吉津はやっておる点について、自分はちょっと納得がいかんということを言われました。水道事業をやっておるところはほとんどが水道料金に応じて下水道料金を払っていくという仕組みになっていまして、日吉津はその点水道を持っていませんので、ちょっとむずかしいかなあということはわたくしは感じています。

今後そういうことの変更をしていくというのも大変だろうと思うので、その点はちょっと大変だろうなというふうに思いましたけれども、計算をしてみますと 1 人、二人とかそういう方にも聞いてみました、水道料金をいくら払っていますかということ、それと下水道料金を計算したりしてみました。でも、日吉津の下水道というのはいくら使ったというのがわからないですね。あれは役場の方ではちゃんと、水いくら使ったかというのは出されていますでしょうか。その点をお聞きしたいと思いますし、あと一つは審議会に諮られる時、審議員さんの出席についてです

が、委任状というのが審議会には通用するものかどうかということをお答えいただきたいと思
います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 水道局の使用料は今事業所を一般家庭と変えてしていますので、それは
水の使用料がなんぼだと、いわゆるその上水の使用料がなんぼだったかということは、米子から
情報としてはいただいております。米子は上水の使用料で下水の使用料を賦課してい
らっしゃるということでありまして、わが村の下水道料金は、実は下水道法だと思いき
れども、1戸の住宅面積にあわせて下水道使用料を徴収するという考え方がありま
す。それは雨水も取るという発想ですので、面積に応じて取るという発想もありま
す。その議論がされたのが、集落排水事業が導入される前で、じゃあ面積でやろうか
と、集落排水ですけれども下水道法の規制を受けないと、面積でやろうかとい
う話があつて言い方は悪いですが、住宅の敷地面積が10アールとか、それか
ら20アールとかというところの住宅が、特に日吉津村の従来はそういう面積
ですので、大へんな金額になるということございまして、2区の方とは非常に料
金の差が面積であると大変な料金の差が出るということで、そこで頭割りが導入
されました。

それはまだ、下水道法だなしに農業集落排水事業でやったという、そういうこと
でやったということですので、それを公共下水道にも用いたということですので、
今の料金体系がそこを今もそれを堅持しながらやっておるということですので、
そこに頭割りが入っておるということございまして、ご理解をいただきたいと思
います。

公営企業法の会計は、原則論は先ほど担当課長が申し上げたとおりですので、
いわゆるその独立採算という考え方ですので、そこをどんなふう
に企業が企業として頑張っていくかということですので、当然その一般
会計からの持ち出しが良いか悪いかは別にして、企業会計を見る総務
省あたりは、そこはやっぱり改善すべきだということになります。

それは国保会計も同じことございまして、いよいよ困った時にはじゃあだ
れが責任を持つのかということだと自治体で責任を持っておるという実態
でありますので、公営企業の会計にしましけれども、これは方向として
はその方向性はありますけれども、いよいよの時、どげするかとい
うことは自治体が責任を持ってやらざるを得んということだと思つてお
ります。それを容認するわけでは、頭からの一般会計からの繰り入れを、ま
ったくそのとおりですということにはなりませんけれども、一定の努力を
しながらやっていくということでありまして、ご理解いただきたいと思
います。余談が多くなりましたけれども、後質問の、審議会の委任状はどうか
という話で

すが、それは担当課長が答弁します。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 下水道運営審議会条例がございますけれども、この中の規定におきましては、会議において審議会は委員定数の3分2以上の出席がなければ会議を開くことができないということになっておりますし、議事において審議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによるという条文がございますけれども、委任状についての記載はございません。従来この審議会の運営につきましては、委任状を提出いただきまして、それを加味した上での出席というような形で運営の方をさせていただいております。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。公会計のことですけれども、わたくしも総務省から出ておる資料をずっと見てきました。ですので、独立採算で企業会計という会計はほとんどが独立採算でやるということはそれは変わりがないと思っております。

ですが下水道とか水道とかということになりますと、住民の生命に係わることです。そこに暮らす人に関わっていくということですので、それを厳しく取り締まるということとはできないということですね。事業、工事をする時に起債を借りたり、いろんなことをしてきますので、それをじゃあ全部水道料金にかけていくかっていうことはできないことだと思っております。

日吉津村の場合もそれがたくさんあると思っております。そういう面においてそれはやはり、税の方から入れていただかないと私はできていかないというふうに捉えています。その点で、審議会の委員さん方には大変厳しい言い方をするのもわかりませんが、そういうところ辺も考えていただいて、話し合っに行かなければいけないなあというふうには思っているんですね。

できないですということではなくて、職員の方の説明にしても、やはりそういうことを加えて説明してほしかったということをおもっております。

それからただいまあの、答えていただきましたけれども、審議会、そもそも審議会っていうのに委任状が出せるのか、受け付けるのかという、それは私はないじゃないかと思っております。普通のここから代表してきて、じゃああのどなたかが出て下さいという会とは違うと思っております。その人でいろいろ審議をしていくということですので、委員が集まらなかつたら会は開けないそういうことだと思っております。でも、せっかく寄って来たから、正式の会ではないけれども話し合いをしましょうかというようなことはできるかなあと思っておりますけれども、その点を今後、きちんとかうやっていただきたいというふうに思います。

欠席もですね、同じ人がずっと欠席になっておるということを見てきました。わたしたちも本
当都合が悪い時には出られない時もありますので、行政の人には迷惑かけることもあるなあとい
うことは思っておりますが、審議会ってというのは特に重要な案件を審議していくということだ
ので、その点もきちんと捉えていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。まあ
あの、それと先ほど同僚議員がおっしゃいましたけれども、全住民に関わっていくということ
を考えると金額ではない。わたくしは審議会でも申し上げましたけれども、これは日吉津村の目玉
の政策だということを思っております。村長がこれをしていきたくて初めに出された、自分は政策と
して出してきたんだということをされたことを通していただきたいというふうに思えます。それ
とすみません。雨水のことですけれども、雨水についてはほとんどの所で、公費で負担していま
すということが出されておりました。

日吉津村の下水の設置をする時に、雨水もいっしょに入っていると、ちょっとそこら辺がわか
らないと思えますけれども、雨水は公費ということが書かれておりました。その点、よろしくお
願いをしたいと思います。

○議長（山路 有君） 三島議員、答弁よろしいですか。

○議員（5番 三島 尋子君） なんだったかいな、村長の。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 審議会は委任をするということで、議案に対する賛否の委任は取ってい
ないという形だな。全権委任みたいな恰好だな。[「はい・・・」と呼ぶ者あり] ですので、やっ
ぱり一定の皆さんの意見を聞くということでは、委任状の中に議案ごとの、いわゆる賛否を取る
という委任状の取り方はあるのかなあという気がしています。

そういう組織もありますので、都合によって出られない。まあ、全部欠席ということだと、ど
んなふうに受け止めるのかなあという気がしますがけれども、それだと定数に、頭から定数の分母
が違ってきますので、そこら辺は考えていかなければならないということですので、それはそれ
で一考する必要があるかなあというふうに思えます。

でも、委任状を取るというスタイルは、これまでのすべての議案を、委任をしてしまうという
やり方と、それからこの頃のいろんな所の組織を見ますと、議案ごとに賛否を問う委任状がつい
ていますので、あれ、委任状なのかなあということがありますので、欠席に応じて出席ができな
い案件に応じて賛否を問うというようなものもありますので、そこら辺は考えて見る必要がある
かなあというぐあいに、まあ全部欠席というのは、その人のせいではないかも知れませんが

も、分母がまったく違う、スタートから違うということでは、これは考える必要があるかなあと思っております。むずかしいことですが。

それから雨水はもともと取らないということで、集落排水は雨水が取れませんので、雨水を取らない。下水は雨水を取ったということですが、下水の雨水を取った下水というのはかつての米子市がやられた、こんな大口径の排水管がいるということでそれは無理だよと、事業費も掛かる、年数も係るということで中心的なのが、径が 30 センチのものがやっぱり雨水を取らずに一番効率がいいのかなあということで、雨水を取らずに生活雑排水でやるということで選択がされて今のわが村の下水道になっていますし、この近年の日吉津が公共下水を大口径でやらなかった、雨水を取らなかったという手法が全国にずっと広がっていき、今はこんな大口径のやつはほんの中心の都市部しかありません。東京のような所ですが、今ここも雨水あたりがなかなか、いわゆる気候条件の変動によってできないというようなことがあって、また見直しもするというようなことでありますので、限りなく口径を大きくしなければならないという状況がありますので、それは雨水取らでよかったかなあという感じでおります。

水路を整備せないけんということがありますけれども、自然硫化や自然沈下の大きな吸収力がありますので、それはそれで今のところわが村は農地などもありますので、それで対応ができるのかなあということでおります。

それから下水の使用料を、21 年に確かに政策的に審議会に掛けんでこれだということでやりましたけれども、それはやっぱり自分の責任においてやった。じゃあ、自分の責任においてどこで終息を迎えるのかということも、気持の中には首長として大きなものを持っています。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 先ほどの回答をいただきました中に、節約っていうか、どこでそれをいろんな負担をね、今減額しておるものをどういうふうに直していくことだっていう話があったと思います。消費税のこととか、自治体にもいろんなことがあるし、今幼児教育でも増えて来るしということの村長の説明がありましたけれども、もう少し全体を考えていただいてそれは多少なりともという言い方もあれですが、国からの負担金とか県とかのいろんなそういうものもありますが、そうではないものが日吉津村にも出されていると思っておりますので、その点をわたしはやっぱり改善していくことだと思っております。

言えば一般財団法人に出しておる補助金、あれをどうするかということが、まず始めに考えていただきたいと思っております。650 万の減額っていうのはそれに比べれば、そんなこう金額的

には大きくはないっていうことがありますし、この下水道については全住民に関わるということ。月に計算すれば何十円のことなので、いいじゃないのという審議会の委員さんの中にもあったと思いますけれども、それはその金額のことではないと思っております。それこそ政策だと思っています。その点で村長のやはり政策として、引続いて続けていただきたいということを申し述べて質問を終わります。

○議長（山路 有君） 答弁らない、いるんですか、いりますか。

ほかにありませんか。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中です。この件について3点お尋ねします。まず、特例措置が終わります3年後、2021年の4月には、一人あたり1ヵ月当たりの単価はいくらになるのか、いただいている表にはそれが書いてないものですから計算ができません。

2点目、そのことに基づいてたとえば4人世帯の場合年いくらのアップになるのか。

最後にこの改正によりまして、村財政にどれだけプラスになるのか、概算で結構ですのでお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 河中議員のご質問にお答えいたします。現在料金設定させていただいております正規料金ですけれども、住民票を登録されておられますご家庭におきまして、世帯割料金が1,700円、家族の人数割りが650円ということでございまして、お一人ですと4,350円、こちらが正規料金、1ヵ月当たりのご負担いただきます金額になりますけれども、失礼いたしました。2,350円ですね。申し訳ございません。1人当たりが2,350円ということになりますし、4人ご家族でございましてこれが家族割の650円が4人ということになりますので、4,300円ということになります。これが現在1割分削減をさせていただいておるということでございまして、お一人分ですと254円1月分が削減されておるということになりますし、4人家族さんですと465円、これが1月分の減額額ということになります。

全体で見ます使用料ですけれども、こちらにつきまして10パーセントの削減ということで使用料の方、年間が6,523万程度ということで予算の方出ささせていただいておりますけれども、平成32年2パーセントの減額ということで、最終的な所10パーセントこれを正規料金に戻すということになりますと、その6,523万、これの1割分くらいが増えてくるということで7,200万ぐらいな収入になるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1 番 河中 博子君） わかりました。1 点だけ確認させて下さい。先ほど 4 人世帯の場合 1 人が 465 円と改修に戻った時って言われたんですが、これに 12 を掛けると 4 人家族の場合で 1 年に 1 万 1,000 円ぐらいアップになるってことですか。確認です。

○議長（山路 有君） 益田建産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 4 人家族で計算いたしますと、正規料金が 4,300 円に對しまして 10 パーセントの減額後の金額、現在納付いただいております金額が 4,179 円ということで、削減額が 465 円でございます。この 465 円を 12 掛けたもの、5,580 円が 1 割の削減を正規料金に戻すとあがってくるということでございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかに。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。概ね同僚議員の方からいろいろ質疑の方が出ましたので、わたし 2 点ほどちょっとお聞きしてみたいと思います。わたしこの条例の一部改正は、本当に年寄りの方に厳しい改正だなあというふうに考えております。

今いろいろ、この時になったリーマンショックがどうだこうだというようなことが出ましたけれども、今経済状況を今後の予測あるいはどうからみて何一つ負担が減少してくるという状況ありませんよね。そういうようなことです。それから先ほど、課長の方からも出ましたけれども、日吉津村はこの料金の徴収方式が米子と境と比べたら違いますよね。ですね、今住民登録しとる人としてない人と分けてやっています。住民登録してない人との料金体系と境、米子これはいっしょなんですけれども、いわゆる使用料からというんじゃなくて基本料金とそれと家族人数といえますか、これを基に加算されるという方式になっています。

それで私もちょっと計算してみましたけれども、まあ 5 立方メートルまでという日吉津の場合はなっていますよね、基本料金が、それで後加算していくということになると、日吉津の場合が 1,300 円です。米子が 1,100 円、境港が 1,404 円ですけれども、いわゆる基本料金まででいけるのは、境は 8 立方メートルまでになっていますんで、このあたりから考えるとその次の段階では、もうやはり格段に日吉津の方が負担が大きくなります。

それから先ほども出ましたけども、いわゆる固定資産税はそのまま据え置きですよね、村税の中でも、そうですね。それから消費税が来年の 10 月には上がってまいります。それから介護料金それから国保の関係、いずれも上がってくるということです。ですから現在年金以外には収入が

無いお年寄りというのはこのあたりがもろに響いてくるんじゃないかと思います。ちなみにですね、お1人住んどられる場合は米子の場合は基本料金が1,100円、境港は1,404円ですけれども、ざっと計算してみて、日吉津の場合は1ヵ月当たり2,350円これになります。2人でお年寄りがお住まいの場合は日吉津の場合はいわゆる住民登録していない方は1,520円、米子の場合はこれ1本ですので1,100円、それから境港が1,404円、ちなみに日吉津は3,000円になるという計算になります。このあたりを考えられてどの程度の負担になるか、トータルですよね。別々に掛かるけれども掛かるのは1人の方なり2人の方ですので、このあたりを計算してみられたんでしょうか。それでもってそのあたり判断されたんでしょうか。という点が1点です。

それからもう1点が、先ほどから特例措置として設けられたもんだということですが、この条例の条文を見る限りでは、使用料の特例という、この中の文章の中でも、これ見ますと平成21年から平成30年の9月30日までという固定で一連の流れのように見えますけれども、毎年毎年これは検討しておられますよね。検討をやった上でその周期を伸ばしていただいているという改正だったと思います。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、3年間の減免率の変更を利用して多分負担がよければなんよにということを考えられたんじゃないかと思いますが、そのあたり3年でするんだったらもう3年後に一括元に返したら、特例を廃止したらいいんじゃないかと、そういう考え方もあろうかと思いますが。ですから果たしてそれを減免率3段階において中止したり、3段階じゃなくて3年後にですね、経済状況を見ながらそこで必要があれば上げていくという選択技はなかったんだろうかということをお聞きしてみたいと、それから最後の一つですが、

○議長（山路 有君） 井藤議員、マイクが入らないそうですのでもうちょっと上に上げて。

○議員（8番 井藤 稔君） すみません。ということです。それともう一つはですね、わたし今回下水道条例をこう見てまして、それから下水道審議会条例ですか、これを見とってああこれはあれだなあ、ちょっと審議会条例も関連条例ですけれども改正せないけんなど、これはね、これを見ますと境が一番いいようにできています。きっちりどういう時にいわゆる村長はいわゆる諮問されるんかということが出てますけれども、このあたり課長説明してみてもらえますでしょうか。違いを、もしわかれば日吉津と米子はいっしょですけれども、境は違います。そのあたりもしお分かりであれば、ちょっと説明して見ていただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員のご質問にお答えします。まず、一番最初ありました米子、境港市なりの基本料金に比べて、日吉津村がどうなのかというようなご質問だったかと思えますけれども、県下の市町村の料金の方の状況を調べさせていただきまして、1人当たりで見た場合あるいは基本料金ということで見ますとそういったような格差っていいですか、差が出てくるところはありますけれども、4人家族の場合ということでそれぞれの市長村、まあスケールが違いますので一概には比較はできないかと思えますけれども、県下の平均の単価が4人家族で1月あたりが、4,650円というところの数字が出ております。当然鳥取市なり規模の大きな自治体におきましては、料金的には安いところなのかなと思います。

日吉津村はどうかかといいますと、4人家族、まあ正規料金の場合なんですけれども、4,644円ということで、これは住民票を取得されていない方の部分についても加味した数字で4,644ということになっておりまして、ほぼ4人家族で見た場合、県下の平均的なところなのかというふうに解釈をしております。

審議会についてなんですけれども、この特例の審議につきましては当然、年度年度で議会の方にかけていただいておりますので、その前段として審議会の方で審議をいただいておりますという状況でございます。3年間という形で諮問の方には出させていただきます、10パーセントがいきなり減額がなくなるということは、住民の皆様方にかかる負担も大きいということの中で、段階的に減額率を引き下げさせていただくということで、予定ではありますけれども、来年度は消費税が上がってくるという中で、2パーセントの減額率という所は最後まで残しておるところで、それをきっちり正規料金に戻していくかどうかというところは、また平成32年度の審議会なりそういったところでの協議が必要なのかなというふうに考えております。

あともう一点、審議会条例の件なんですけれども、すみません、境港と日吉津村の違いについては把握しておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 固定資産税は3年にいっぺんわて評価替えをして、その景気の動向によって国がどげしなさいと、いわゆる負担調整がしてありますので、そこを、いわゆる税額がそのまま税に反映しないように国が負担調整をかけて減額にしてありますので、その負担調整をどげするかという国の指示がありますので、一定の減額はかけてありますけれども、3年にいっぺんごと固定資産は時価相場などの変動によって見直しをするということでもあります。

ただ、家屋についてはその評価した年の価格が、そのままずっと今のところは据え置きにして

あります。3年ごとに再建築費を計算してみるとか、それから減価率を3年経ったので減価償却がなんぼ進んだというものは固定資産税の家屋についてはしないと、それはこれまでの戦後からここに至るまでは固定資産の価格が、固定資産税の評価額より価格上昇の方が大きかったということで据え置いてあるということでの取り扱いだと思います。それから国保、介護、消費税がこれから上がるということでもありますけれども、それとっしょに考えればいいということもあろうかと思いますが、それは国保なり介護なり、国保は都道府県、介護も今県一本化になりました。それから国保においては、この度は3,000億円の公費投入があったりしてやられておるということです。

消費税は、今のところ予定どおり10パーセントにするということはありませんけれども、これとっしょに考えるかということでもありますけれども、自分ところの末端行政としては固定資産税や使用料や下水の使用料も含めて、ヴィレステの使用料等も含めて、それは自分のところで判断をして住民サービスと、今のところで、この頃では交付税が当たり前の世界になってきましたけれども、いわゆる税と使用料とそれから交付税と、これは一般財源からですけれども、これを基本にどれだけの行政サービスができるのかということ、検討をしていくということでもありますので、当然下水の使用料もその一つとして考えるということでもあります。

それから特例廃止を今でなしに、3年後にということではできないのかということでもありますけれども、ぼくも議員さんも3年後には任期が、この4月には任期が変わると、人が変わる可能性もありますので、それはそこに置いて、今の責任においてどんな判断をしていくのかということ、提案をさせていただいたものです。以上であります。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） あのまあ、そうですね、村長のおっしゃるとおりわたしらも変わる可能性があるわけですので、責任は取れん、だから、今すると、その結果出てくるのは3年後ですよ。特例が完全になくなるというのは3年後ですから、だから今のうちに中途半端でもいいからしてしまうというのは、なかなか逆に無責任なような感じがちょっとします。

それからまあ関連でちょっとお聞きしたいと思いますけれども、先ほど言いましたように年寄りに、大変厳しいような環境になりやせんだらうかということがあります。3年後特例を完全に廃止するかどうかは別として、やはり今やっとするように1年ごとに見直しをしてそれを継続していくということは無理だったんだらうか、なんで3年後にというようなそういう選択になったんだらうかと思います。その点ちょっと聞いてみたいと思います。

それから万が一、本当に厳しい状況が出てきたら、いわゆるセーフティネットというのは考えておられますでしょうか。お年寄りを救ってあげるというのをですね、考えておられますでしょうか。と申しますのは先ほど固定資産税の説明をしてもらいましたが、長い間ここに、日吉津村に住んでおられて子どもさんらが全部外に出ていく、それでもって二人とか一人で住んでおられる、このようなお年寄りに非常に厳しい環境になるんじゃないだろうかという心配します。それは、すべての財政関連の事項についてで言えることだろうかと思えますけれども、そういうような状況がありますんでそのあたりですね、セーフティネット、それからたとえば毎年見直しするというような、3年後に完全に特例を取ってしまうというようなこの時期、この不安定な時期に、経済的にも不安定、社会情勢も不安定、そういうような時にそういうような、自分らが責任が取れないような改正をするのがいいんだらうかという気持ちが逆にありますんで、その点もし村長ありましたら。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 井藤議員から逆に無責任ではないかということがありましたけれども、21年に断行をさせていただいたのはわたくしでございますので、それはその責任において今その方向性を示しておきたいという考えであります。

使用料においてもすべての行政運営においても、負担が適切であるのか、適切でないのかというのは首長の判断もありますけれども、議会の判断もそれぞれできるのではないかというふうに考えておりますので、それはその都度判断のことかなあというふう思いますけれども、今のところは3年の方向性は持たせるということで責任を持ちたいというふうに思っております。

それから、いろんなものの考え方や考えがありまして、この高齢化社会の中で政府あたりは公言をしていらっしゃるかもしれませんが、どうやって高齢者に金を使わせるかという言い方があります。それは孫ビジネスだことの、祖父母が大学の経費を賄うとか、そのために税制を優遇するかというようなことも言われておりますので、ある一定の段階は高齢者が預貯金を持っていらっしゃるという評価があって、今国の政策に繋がっておるというふうに思っておりますが、一定の生活を維持できない人にはそういうわけにもいきませんので、セーフティネットということではありますが、国の制度としての一定のセーフティネットはあるということでもあります。

この頃の、国の制度としてのセーフティネットをお使いになるのが、高齢の独居の方が増えておるということでございます。その方々に対する基準額は、この頃の見直しでも最低生活費がどこにあるかということで、見直しが掛けられておるようでありますので、その部分については一

定のセーフティネットが掛かっておるといふことだといふふうに思っております。それ以上の中で、セーフティネットをもっと高いラインで結ぶということになると減免措置、いわゆる軽減措置などがありますので、介護にしても国保にしても軽減措置があるということでもありますので、そこらが考えてあるというわけでもあります。

この頃の子どもの、こども子育てに関する給付あたりについても、所得制限で金額の給付を変えていらっしゃるというところでもありますので、一定のセーフティネットはできておるといふふうに思っております。じゃあ、自治体でセーフティネットを考えた時にどうするのかということでは、まだその所に考えは至っていないと、必要ならばその部分を考えていくということになろうかと思えますけれども、この下水道の10パーセント減免がひとつのセーフティネットであったといふふうに考えておりますので、そこはひとつ元に戻す方向性を示させていただきたいといふふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（10番 橋井 満義君） 7番、橋井です。質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） よろしいです。

○議員（10番 橋井 満義君） この下水道の条例に対しての質問をさせていただきたいと思えます。先ほどから各議員のからの質問もあつたんですが、この10パーセント特例をしたということで、まあ今現状のそれを元に戻すということでの議論が重ねられております。しかしまあ、わたしの記憶の薄い中でもですね、これがリーマンショックであつたりとかをこの世の中の状況の云々では無かつたなとわたしは思っております。

これは、1つはトップダウンの村長の姿勢と、まわりの他町村との平均バランスの部分で、日吉津村との割合をここは整合を図られたものを、提案をなされて、これを10パーセントでされたという記憶でわたしは持っていますので、リーマンショックの云々というものではなかつたといふふうにわたしはこの場で改めて確認をしたいなといふふうに思っております。

それでその後からですね、この今回の提案の大きな理由の部分で景気や消費税のことの云々と言われましたけれども、消費税については来年の話なんですけれども、景気が本当に回復しているのかどうかというのは、わたしは懐疑的に思っております。

それでなぜ今回これを上げられるのかというものの中で、やはり大きな素因はこの金額なんですよ。観念的な問題ではなくて、この金額がいかな金額になっているかということをおおざ

っぱですけれども、現在この使用料が6,600万入っておるわけです。約ですよ。それで先ほど益田課長の方からもありましたけれども、一つの過程での云々ということの中でも触れられたんですが、これが9掛けですから、これを9掛けを戻していきますと、この予算は元々が7,300万予算なんですよ。7,300万予算で6,600万ですから、約700万のそこがへこたれてるわけです。言葉は悪かったですけれども、要するにそこはないわけですね。それをずうっとこれは今回の計画表に基づいて、同じような料金体系であった場合と人口であった場合にはこれが戻っていくというこれは計算です。

それで一つ確認をしておきたいのはですね、この表の中でこれが7パー、6パー、2パーとなっています。7パーセントはわたくしたちの任期切れまで、それから次の1年間平成31年は6パーセントですね。それから次32年は2パーセント、わたしが聞きたいのはこの低減率、7、6、2にされた要するにこのカーブ曲線の描かれた根拠を、まずはお聞きしたい。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えします。こちらの率につきましては、平成31年に消費税の導入が2パーセントアップするということが見込まれる中で、その部分についてを考慮に入れて、平成31年4月からの分については減額の幅を、1パーセントに落しておるといところでございまして、それに沿ったような形で、最終的な数字が平成32年4月からの1年間が100分の2ということを出ささしてもらっておりますけれども、この2パーセント残った部分についてを、これを平成33年の4月以降どのようにするかということについては、この部分ではまだ決まっていないということで、その時点でまたこの2パーセント分については審議をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） なにかその、また審議をしたいなどということはこの場では多分ないと思いますよ。2パーセントという表をここまで出されているんですから、それに対しての表に責任を持って提案をされなくちゃいけないことですから、そういう発言はあまりわたしは好ましくないと思います。その時点においてまだ審議をお願いしたいというようなことではなくて、まずわたしが聞きたいのは7、6、2というこのカーブ曲線はどうやって描かれたということをお聞きしているんです。その根拠、今年の年度は7パーで、来年が6になって、その次は2にカクッと落ちるんですよ。要するに、ジャンプ台のカーブのようにスウーときてここでフィニッシュということのカーブ、そのことをわたしお聞きしているんです。それで今2回目ですからま

ずそれをお聞きしたい。再度、はっきりと答弁して下さい。

それとね、まず日吉津村の公共下水道はそんなに費目のたくさん云々ではなくて、財政構造としては使用料がある程度ありますから、これで約7,000万、それで一般会計から5,000万の持ち出し、それとあとは借金、それが1,000万から2,000万、それで今回同じような数字が見て取れるのは、この度は公会計の分がありますよね。それで1,000万これ借入れするんです。これは4月の当初予算の時に、今年は地方債の利子の償還金が670万ほど生じるんですよ。それと同じような額が、消費税の600万です。ですから消費税の戻し分600万、それから元金の利子償還が同じような600万から700万なんですよ。それで今回の補正予算で出てきますけれども、これをさらに借りをしないとできなかったのが、塀の直しの部分でさらに1,000万に2,000万たして約3,400万かな、なんぼに今回なっていくんですけども、ああ、3,000万ですね。それでこの利子は同じように付いていくんですけども、利子分にも充当できますよね。これ、ちゃらになると、それとの相関関係についての云々というのはいかがお考えですか。利子の償還分で10パー戻すと、その分だけ今までの会計システムでやっていると、その差額の分で利子分だけのお金払って返せていけるなどと思ってみたんですけども、その点の云々というのとはどんなもんですか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） すみません。あの減額のそのカーブの曲線という話なんですけれども、そちらの方は3で割ったということでご理解いただきたいと思います。13で割ってそこに消費税の2パーセントがアップするというところで、そこを見越してこういったような減額の率ということで設定をさせていただいたということでございます。

〔全然、わからないですよ。〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） あの、益田課長、わからないわたしも、10パーセント削減を3で割ってというのをもう少しちょっと、わかりやすく説明願いたいと思います。

○建設産業課長（益田 英則君） すみません。えっと、まず3パーずつ落していくというところで、1年に3パーずつ落していくというところで、計算はさしてもらっておるんですけども、そこで消費税のアップが入って来るところがありますので、そこを考慮して平成31年については前年対比の1パーの減というところでございます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 簡単に3年で割ると、そこに消費税の増額分が入ってくるので、そこは減額率を下げないということです。最後の2は、条例云々審議云々ではなしに、そこで特例条例

が切れるということになると、それこそ条例の特例がなくなるということですので、このままですと 33 年の 4 月には減免の率がなくなるということでもあります。

それから利子云々は、今 700 万から 800 万くらいの元金の利子がありますので、計算によってはそういう言い方ができるということだと思いますけれども、そうはいつでも公債費が 5,400 万くらいかな、そのくらい決算でかかっていますので、それは財務省あたりの公会計を導入した時にそれをどうするのかということは、改善方策ということでおそらく求められるということだと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（10 番 橋井 満義君） 最後になります。根拠については村長の答弁が一番わかりやすくよくわかります。要するに、今の 10 パーから 3 パーを落して 7、それから次には 7 パーから 3 パーを落していきますよ。そして今度は、消費税が今の利率から変わった時には、その差益の部分が出てまいりますから、今の 8 パーセントと 10 パーセントの 2 パーセント差額部分をここに戻していくということで、その根拠性についてのこの 7、6、2 ということはわかってきました。

それですね、後は下水道の財政構造も含めてなんですけれども、この財政構造の中で今これを 10 パーに戻して行って、先ほどからの観念論といいますか、やはり住民の云々ということでそれは気持ちの中での問題と、やはりお金との問題というのは比例して比例しない部分もやはり出てきますから、財政運営をして行かれる立場としては、この部分でわたしたちは何を言いたいかというと、この 10 パーのままでなんとかならないかということ、できるだけ努力をしてほしいわけです。

それらの方策として、わたしたちも案を出さなくてはなりませんけれども、現在のこの下水道の先ほどからの利用料の徴収体系とパーセンテージの使用の人数頭割り関係、その今後の考え方というのを、今少し、わたしも同僚議員からの質問があったように考えいかなくちやいけないなというふうに思っております。それでやはり家族がとか云々ということで、産めよ、増やせよ家族を増やせよとは言いながらも、そこに比例して頭数掛ける下水道の使用料もアップしていくというように、新たに居を構えられた人の中の声を聞くこともあります。その点について今後の考え方としてはいかがなものでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 下水の使用料を何が適切なのか、1 人で何ぼ使うのかということであり

ますけれども、世帯人数が増えれば当然水の使用料も増えるわけですので、それは今のうち家の下水道の体系が、よそと比較して高いのか安いのか、1.5 倍にした平成元年の判断がどうなのかということだと思っていますので、人数割りではやっていますので、でもそれとメーター割で比較するとどうなのかなという検討は必要だと思いますが、近年の下水でいいますと平成元年までの水の使用量で処理水が1,000 トンになったと、平成元年ごろに、これはもう処理場が足らんかなということで、平成6年にさらに1,000 トンの処理能力を持った池を3つ目を作ったということで、従来1,200 ということですが、だいたい下水の適切な処理能力というのは公の1,000 トン処理ができますという基準の、6 掛けから7 掛けが一番処理のしやすい適切な運営ができる量だというふうに言われております。

平成元年だったと思いますけれども、1,000 トンになりましたので、ああこれは当時1,200 トンの能力しかありませんので、これはいっばいと、下水道事業団もこれ以上水をいれたら適切な処理ができませんと、未処理のものが海岸に放流されるようになる可能性が非常に高いという指摘を受けて、下水の処理場1,000 トンを作りましたけれども、実はそれ以降1,000 トンが処理量が伸びていません。平成元年以降に人口が25 パーセント伸びていますので、じゃあ下水の処理量が25 パーセント伸びたかということ1,000 トンのまんまです。それは下水の節水型の機械が急速に普及したということでもありますので、従来の水道メーターの使用料を人数あたりでやっても、これから下水の適切な運営を考えた時には、1,000 トンが順調に伸びて、25 パーセント伸びたら何ぼになるかということ1,500 トンになるわけですが、今1,000 トンしかありませんので、1,000 トンで下水の使用料をもう一回考え直さないけんということが出てきますので、それはやっぱり慎重であるべきだというふうに思っておりますので、答弁にはなりませんけれども、下水の状況としてはそういう状況で人数割りがいいのか、水道メーター使用割がいいのかということで考えたところでは、今のところそこは議論していませんので、この使用料を人数割りでやる時も、改めて出す時も、じゃあ米子の一般家庭の4人世帯はどのくらいかなあということは当然検討をしておりますので、そこから今の値段を設定をし、提案をさせていただいておることですので、答弁があいまいになってしまって、何を答弁しようとしかけたかわからんようになりましたけれども、下水の使用料が、水の量が人口は25 パーセント増えたけれども、下水は平成元年の処理量と水の処理量がいっしょだということをお考えをいただきたいということをおっしゃるまでです。答弁にはなりませんけれども、そんな状況であります。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） そうしますと、議案の 37 号を以上で質疑終わりたいと思います。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。再開は、11 時 5 分から再開いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

日程第 2 議案第 38 号

○議長（山路 有君） 再開します。日程第 2、議案第 38 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

はい、加藤議員。

○議員（4 番 加藤 修君） 4 番、加藤です。11 ページの補助金ブロック塀撤去改修事業補助金 200 万組んでございますが、これの説明をお願いいたします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 加藤議員のご質問にお答えします。提案理由でもありましたように、6 月の大阪の地震に関しましてブロック塀の撤去等の指導がありました。ということで県の方も補助金の設定がありまして、それに基づいて設定をしたものでありまして、一応 1 件 20 万の 10 件分ということで 200 万を予算化しております。その 20 万につきましては、国費と県費ということで 10 件を予算化しておりますけれども、国費、県費については県全体で考えた中でということで調整がありまして、2 件分しか組んでおりませんけれども国費と県費は 2 件分ということで組んでおります。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 修君） 4 番、加藤です。このブロック塀とか、塀とか今改修を予定されている方がたくさんおられると思いますし、この補助金があるというのはあまり知られていないと思いますのであえて質問させていただきましたが、これの周知の方法、またその今 10 戸分ですけれども、10 戸以上あった時の対応はどうされるのかということ、2 点をお願いいたします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 周知については広報等で行いたいと思います。先ほど言いました 20

万というのは、補正予算を組む時に県の方が示しておりました上限ということで、3分の2が助成ということになりますので、一応30万を事業費と考えた時に20万が上限ということですので、3分の2を20万として計算をしまして、国費と県費ということと、市長村費、それから3分の1は本人さんに支払っていただくということになります。

ただ、その後ですね、県の方が新聞の方にも出ておりますように、撤去の方は最初は撤去と新設も含めて上限20万ということでしたけれども、その辺が分かれまして、撤去については上限が15万、それから生垣とかフェンスを新設した場合は10万円ということで、こちらの10万の方は3分の1の助成ということですので、30万の事業費があれば10万が上限で、20万が本人さんが支払っていただくという形になりますので、この辺についてまた紹介なり、広報なりして行きたいという具合に思います。ですから今、予算上は上限20万で組んでおりますので、200万の中で実際には泳いで行こうという具合に思っておりますけれども、先ほどあったようにその金額がオーバーしたということが出た時にはですね、補正予算なりそういう形で対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。これの申込みとか問い合わせとかというのは、総務課でよろしいんですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 申し込み等は総務課の方で行っていただきたいと思っております。まあ、その辺も含めて周知をして行きたいという具合に思います。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。最初に8ページの企画費のところ、委託料、ふるさと納税返礼品の関係で750万ありますけれども、先般ニュースを見ておりましたら大山町は総務省の指導で返礼品の30パーセントに下げたと、ところめが下げたら大幅に納税が減ったというようなことで、また元に返したということのニュースが出ていましたが、以前わたし一般質問でもやったんですが、日吉津村ではたしか40から45ぐらいの返礼品だと思っておりますけれども、総務省の勧告についてはどのように考えておられますかちょっとお聞きしたいと思います。

それから10ページのですね、児童福祉総務費でこれ冷凍冷蔵庫購入3万1,000円とありますけ

れども、これは新品を買われたのかそれともリースなのか、3万1,000円くらい安いなと思って
いるんですけれども、この辺はどうなのでしょう。それから最後に11ページの公園費、施設修
繕料の40万、これはどこの箇所なのかちょっと教えて下さい。以上です。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員のご質問にお答えします。8ページのふるさと納税の返礼
品開拓業務及びインターネット広告業務委託料ということで75万を計上しておりますけれども、
今、日吉津村はふるさと納税ということで、ふるさとチョイスという所を使っておりますけれど
も、そのふるさとチョイスをもっと広めて皆さんに知っていただく、そういうところのプロモー
ションをしていただくように、ポータルサイトまいふれというのを利用して行うもので、その委
託料であります。今年2,500万を一応目標額に上げておりますので、その6パーセントとあと半
年ということで75万を計上しております。それで村の方の率ということですが、返礼品
が以前40パー50パーというのがありましたけれども、総務省の通知によって県の方からも指導
がありましたので、現在は30パーを超えるものはありません。以上です。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員のご質問にお答えします。冷凍冷蔵庫ですけれども、
これは子育て支援センターの冷凍冷蔵庫が購入後10数年たったものなんですけれども、動かな
くなりまして、それで新品を購入させていただこうということで、まああその支援センターの
ものですから小型のもので対応できると思いますので、このぐらいの金額で納まっているとい
うことです。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員のご質問にお答えいたします。公園費の施設修繕料で
すけれども、こちらにつきましては海浜運動公園キャンプ場のコインシャワー用のガス給湯器の
取り換えということでこちらの方型式が非常に古く調子が悪くなってきておりまして、修理不能
のために取り換えるということで2台分を上げさしていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田ですけれども、この趣旨がふるさと納税の委託料とち
よつと違ったような質問だつて大変失礼なんですけれども、この今30パーセントにするとい
うことで大山町みたいにまた落ち込むというやなことがあるかどうかわかりませんが、落ちた時に
またあげられるか、それとも新聞を見ますと、総務省の勧告はどげでも従わなでもいいじゃない

かというような報道もあったんですけども、その辺ではまた下がったら上げるという考えなんですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員のご質問にお答えします。実際にもう 29 年度には下げたので、29 年度の決算の方で 1,900 万ですかね、1,000 万近くは下がっておりますので、実際には寄付金が下がったということでもあります。ただ、総務省の通達に罰則規定があるわけではありませんけれども、やはり全国的にそういうことを守っていかないといけないということで、本村としては 30 パーセントに下げましたので、それが下がったからといって 30 パーセントを上げようとは思っておりません。

ただ、この委託料のようにふるさと納税の返礼品をどういうものがあるか調査したりですね、それからここに決済手数料ということで 50 万上げておりますけれども、ふるさとチョイスのほかに楽天とか ANA ですね、全日空、そういうところも利用しながら、いろんなところから村のふるさと納税を、寄付していただきたいというところで今回補正に上げておりますので、30 パーセントが 40 パーセントに上げるのではなくて、そういう種類を増やしてぜひ寄付をしていただきたいという方向で頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。6 ページお願いします。交付税です。交付税は大へん日吉津村だけが何か増えてますね。通知をちょっと見ましたら、日吉津村だけが増額になったかな、たくさん増えてるなということを見まして、説明にもありましたけれども高齢者や福祉の関係の費用が増えたためですということが書いてありましたけれども、すみません、具体的にいうとあれですけども、その増えた事業の取組みのことをちょっとお聞きしたいです。お願いします。

それと次は、9 ページ国民年金費ですけども、これは国からきて全部が委託料で出されるものですけども、日吉津村でこの委託をしてこの電算の委託料を出して、進められていくその事務というのはどんなものがあるのでしょうか。

11 ページ、災害対策費で委託料が備品購入費に、これは変えられたんだと思うんですけども、金額が同じですので、火災報知器の委託料だったものが購入費になっております。これは 1 個なのか、数がどれぐらいなのか、そしてどこにこれ火災報知器付けられるのか、付けるのは職

員さんでやられるのかということをお聞きします。

それと 12 ページ、社会体育総務費の負担金補助で 6 万円というのがあります。日吉津村スポーツ推進支援事業補助金というのがありますので、このことについて説明をお願いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の質問にお答えします。最初の交付税の方ですけれども、社会福祉費と高齢者福祉の増が主なものということでお示しをしました。特に細かいところまでは調べておりませんが、社会福祉といえば今障がいの関係とかも給付費が増えておりますし、それから高齢者についても介護の部分であったり、そういう部分が増えてくるということで、他にも主なものということでしたので、これ以外にも人口増で地域振興費が増えている部分があったりしますけれども、主なものということでそういう事業が増えて、社会福祉費と高齢者福祉の増となっているということでもあります。

それから 11 ページの火災報知器の委託料ですけれども、最初 65 歳以上の高齢者世帯及び独居世帯、身障手帳の所持の独居世帯、それから高齢者と身体障がい者だけの世帯ということで、以前 10 年くらい前だったと思いますけれども、100 世帯ぐらいにこの火災報知器を設置したということがありまして、まあ 10 年近くたちますので今回交換ということで、調べましたら該当が 400 世帯ぐらいあるということで、400 世帯の 1 戸あたり 3,000 円を助成をして、購入をしてそれを設置するというので、当初は業者に委託をして設置していただくような話をしておりました。そういう予算を組みましたけれども、なかなか業者がそういう時間が取れないというようなところもありまして、その他委託料から備品購入ということに変えまして、まず、購入をして村の消防団で各地域を回っていただいて交換をしていくということに切り替えましたので、そういう予算となっております。以上です。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員のご質問にお答えします。国民年金費の内の委託料について、電算処理業務委託料ということですが、情報の連携ということで住所とかそれから所得状況の把握等の連携に関わる内容でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員のご質問にお答えいたします。11 ページの社会体育です。日吉津村スポーツ推進支援事業補助金ということでの計上ですが、これは中国大会以上の大会に出場した選手の方、監督それから引率者、いずれも村に住所を有する方ということを対象にして

補助金を出すものでありまして、限度額等ありますがそういう要項を設定しましたので、この度補助金として計上しております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 交付税が増えるというのは良いことかなあというふうには捉えていますけれども、わたしもずっとこう見まして、社会福祉費ってそんな今回延びていないしなあ、どうなんだろうということを見てきまして、どこの辺を見てもらったのかなあということがお聞きしたかったんです。全部を含めてということですね、県の交付税の決定の通知にも社会福祉費の増と、高齢者の増ということが書いてあったので、ちょっと狭いあれで見ました。はい。

それと火災報知器ですけれども、大へんいいことかなあと思っていますので、なるべく早くこうあれしてほしいし、一般の住宅にもこの前 10 年ほど前にいろいろ法律ができて必ず付けるということがありましたね、それで付けてきたんですけれども PR もした方がいいのかなということも感じております。

それと社会教育費の負担の補助、今聞いてわかりましたが中国大会に出ると、これは一般の人だけということ、子どものなんか体育協会とかそういう所から出た人で、その中国大会に出るといことなんでしょうかね。大人っていうかそういうことだけなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員のご質問にお答えします。今回は小学生が JOC というジュニアオリンピックの方に出場いたしますので、そのことに関して計上させていただきました。一般の方もそういった大会に出場されるということでしたら、その都度考えていきたいと思いますが、すみませんちょっと言葉が抜けてしまいまして、いろんな大会がありますのでその主催することに団体に制限があります。ちょっと、すみません。今言葉が抜けてしまいまして、あれなんですけれども、日本スポーツ協会の参加の競技団体の種目ということで、制限がございます。いろんな自分たちで大会等を構成している団体がすべて該当するというわけではありませんので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。まず最初に 6 ページの老人ホーム入所措置負担金についてお尋ねしますが、これについては 9 ページの委託料 229 万円との関係で説明して下さい。それから民生費、児童扶養手当給付事業負担金についてですけれども、50 万 3,000 円、それ

からその下の生活保護費負担金の 25 万 5,000 円について認定者の何人分なのでしょうか、それぞれ。

それから先ほど国民年金事務取扱交付金の質問がありましたけれども、これはたとえば日吉津村で現在、日吉津村の状況って言いますか、滞納者の数とか、収納率とか、現在国民年金の保険料というのは一体いくらになってますでしょうか。そのことをお願いします。

あとは 12 ページの、教育振興の外国語指導助手委託料の 3 万 4,000 円と、その下の使用料及び賃借料の 9 万 4,000 円の説明をお願いします。以上よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えします。まず、歳入の方の老人ホームの入所措置費負担金ですが、こちらは毎年 7 月に所得判定がありまして、そこによってその年度の負担金が決まります。入所しておられる方がございますので、そちらの自己負担の額が決まってそれが減額になったということになります。

それから歳入の方でいきますと、これも同じく 7 月にその年度のこれは預かり先の方への委託料の額が決まってまいります。その見込みを立てて差額を、今回補正をさせていただいております。それから続きまして児童扶養手当の方ですが、今回 3 人分の実績の増がありましてそちらに伴うものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員のご質問にお答えいたします。国民年金費についてでございますけれども、現在国民年金の事務につきましては年金事務所の方が所管でございますのでそういった収納とか加入者数とか収納率等についてはちょっと把握をしておりませんので、申し訳ありませんがちょっと回答の方ができかねます。

保険料につきましても毎年改定があつて、値上げになっておりまして、今の金額はつきりちょっと覚えていないんですけど 1 万 2,000 円か 1 万 3,000 円台だったと思うんですけども、申し訳ありません。以上です。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 江田議員の質問にお答えいたします。12 ページの教育振興費のところで外国語指導助手の委託料減額 3 万 4,000 円をしている理由ですが、これは諸般の報告でも村長の方からありました、イギリスから外国青年が今来ております。これは 8 月から来ておりまして、この 8 月に来るまでは、イングリッシュスクールというそういった外国語指導助手を派遣す

る会社がありまして、そこと委託をするということで委託をしておりました。で、1 学期分の精算ができましたので、3 万 4,000 円これは減額をするということで精算分です。

その下の使用料及び賃借料ということで、外国指導助手の住居借り上げ料ということで、住居につきましては住まう家につきましては村の方が手当をするということで、当初家賃をある程度の範囲で組ませていただいていた。8 月に入居が決まったこの家賃に従って、今後の分を精算して見込みをたてて減額をするものです。これに伴って、外国青年の方からも住居料ということで半額は家賃を負担していただくということで、入の方も変えておりますので合わせてご説明いたします。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 1 点ですけれども、児童扶養手当のこの度は 3 人分とお聞きしましたが、トータルして何人になりますか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えします。トータルで 34 名でございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） 7 番、橋井です。1 点だけお伺いをしたいと思います。13 ページ、諸支出金の公共施設等建設基金についてです。提案説明の中でこの 8,523 万 2,000 円については繰越の一部を積み立てるとことの説明を承ったところであります。これについての財源の根拠を今一度ご説明いただきたいなというふうに思います。

それとこの 9 月定例会において、この予算計上をされた理由といいますか根拠はいかがなものであったのか。この点について、財源根拠とその 9 月の予算化についての 2 点説明いただきたいとしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員の質問にお答えします。財源根拠ですけれども繰越金が 4 ページにありますように 1 億 2,000 万ほどありまして、本来ですと財政調整基金で調整をするところですが、今保育所の建替えの議論が始まるということもありまして、将来保育所等の建替えを想定して、今回、繰越金の中から財政調整基金の 6,700 万の減額をして、その残りの 8,500 万を公共施設基金の方に積立をして、今後に備えるということでさせていただいたも

のです。以上です。

〔「この9月になぜ予算化をされたのかの時期」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） あの、9月が決算時期で繰越金ということで1億2,300万がありましたので、それと同時期に今保育所の建替えの議論が始まるということで、この時期にするべきだなということでしたものです。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。2,3質問させていただきます。まず、歳入の関係でお願いしたいと思います。6ページです。地方特例交付金があります。これは何の特例だったですかいね。あるいは1回聞いておるかも知れませんが、できたらもう1回お聞かせ願いたいと思います。

それから歳出の関係で、8ページです。会計年度任用職員制度導入例規整備支援業務委託料というのがありますが、これはいわゆる今年から始まった会計年度任用職員制度、これ来年度でしたかいね。制度を導入で入って来る人に例規を整備してあげるという内容なんですか。ちょっと事業内容がわからんですので、お聞きできたらと思います。

それから8ページのホームページふるさと納税の関係なんですけれども、結果的には30パーというやな枠がかかったりということで、落ちたりしるところもあるということなんですけれども、まあ結果がわかってからはあんまり対応が遅くなっちゃうということがあろうかと思いたすけれども、これある程度途中で効果を評価すると、いろいろ施策されるんと思うんですけれども、評価するような方法は何か手だてがあるんでしょうか。考えておられますでしょうか、ということをお聞きしたいと思います。

それから10ページの民生費の生活保護扶助費の関係ですけれども、いわゆるこれ、返還金が出てきておりますですけれども、国庫負担金の返還金それから生活困窮者、生活保護の関係、それから生活困窮の関係、だいたいこれどれくらいの、人数は予測はある程度してやっておられると思うんですけれども、このあたりの返還金の発生についてどのような判断をしておられますでしょうか。以上、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えします。まず地方特例交付金ですけれど

も、これは個人住民税におきます住宅借入金等特別税額控除の地震に伴う地方公共団体の減収を補てんするため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込み額を基礎として算定したもので、普通交付税の交付、不交付に関わらず全地方公共団体に交付されるものであります。

それから会計年度職員につきましては、32年4月に施行ということで、以前にも一般質問等でも答弁させていただきましたけれども、現在おられます非常勤、臨時職員等々一般職の会計年度任用職員制度が創設されまして、その方たちをどのような形で移行していくかということがこの制度であります。その制度に基づいて32年4月から始まりますので、32年4月までには募集をかけて人を雇っていかないけませんので、31年の9月には条例制定の方向で進めていかなければならないということを考えておりまして、その条例規則ということで国の方からも、県からも当初マニュアルが1回出ただけでなかなか詳しい説明がないもので、今現在西部町村の方で総務課長、それから給与担当、それから法政担当と協議を重ねながら情報共有はしているんですけども、やはりうちとしてもそういう条例制定をしっかりとやりたいということで、どういう形で移行していくかとか、どのラインに人を配置していくかとか、そういうことも含めて条例改正に向けて行っていきたいということで、この業務を、委託をしていっしょに進んで行こうということで補正をさせていただくものであります。

それからホームページにつきましては、以前、地方創生で見直しを図ってホームページを新しくしたんですけども、まだまだ使い勝手が悪いとかそういう意見もございますので、トップページの配置等も変えたりして、もう少し変更が必要だなということで今回補正をさせていただきます。プラスしてURLというか、村のホームページのURLというものがあるんですけども、ここがセキュリティが少し弱い部分がありますので、セキュリティの強化ということも含めて、ホームページの改正をして行きたいという具合に思っています。

それからふるさと納税につきましても、先ほども説明しましたように、29年度に30パーセントに変えたとたんに寄付金が減りまして、大変少なくなってきておりますけれども、やはりふるさとチョイスだけではなくて、楽天、ANA そういうものを利用しながら、やはり顧客が楽天なんかも見ておられる方がたくさんおられますので、そういうところを含めて、その30パーセントで減った分をなんとかカバーしていきたいということで、今回補正をさせていただくものです。

ホームページ等も見ていただくPVとかそういう視聴のこともありますので、その辺は地方創生の推進委員会等で確認をして行ってもらいたいと、評価していただきたいと思っていますし、ふるさと納税についても担当の方で十分精査して、どういう効果があったとかいうことがなければ

補正する意味がありませんので、そういう評価をしながら今後につなげていきたいという具合に思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。生活保護扶助費でございますけれども、平成 29 年度生活保護の国庫負担金返還金ということで 320 万ほどございます。これの内訳なんです、生活扶助費というものにおよそ 310 万円、それから介護扶助費の方が 10 万円ちょっとという内訳になっております。それで何人見込んでおるということではございませんで、平成 29 年度中に申請をするわけですが、その時点の状態でのこのくらいかかるだろうということで申請をいたします。ただ、それ以後入院とかありますとかなり額が変わってまいります。それを最終的に生産するところのような返還額になってくるということでご理解をいただきたいと思っております。

それから生活困窮者の自立相談支援事業の方が 30 万でございます。こちらはですね、生活困窮者住居確保給付金というものを当初 30 万予定しておりました。これは生活困窮者自立支援制度で給付金というのが必須事業、必ずしなければいけない事業ということになっておりますので、当然当初予算では予算組みをさせていただいております。実績としてこれがゼロでしたので、全て返還するというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 3 議案第 39 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 39 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。5 ページをお願いします。償還金が出されております。以前にちょっと説明はありましたけれども、1,844 万 9,000 円ですか、これを合計で返還するということになりますかね。これの訂正をしなければならぬものはないといけないと思

ますけれども、せっかく積立をしたものから高額な1,500万もの金額を今出していくということには、今後のそれこそ運営に対してですね、どういうふうに思っておられるのかなということをお聞きしたいと思います。それとせっかく700万も繰越金が出たのに半分はここに返していけない。積立てができないじゃないかということがありますね、今後のために、そういうところについてやはりこれを事務を行って行く上で、以外にチェック機能が整ったかということをやっと危惧します。その点についてお願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） これについてはかつて経過を報告したところでありますけれども、いわゆる歳入歳出の見込みが事務的にまずかったということでもあります。まずその原因は何かということ、毎月その医療の実績に対して収入があってございましたけれども、そこを予算との比較で見逃しておったというその単純なエラーだというふうに思っておりますし、そんな説明をしてきましたので、これを今おっしゃいましたようにチェック機能がどうだったのかということで、それは不十分さが確実にあったということでもあります。この大きなところを見ますと、毎月収入がありますので、それと予算とをよう見合わせていなかったという、非常に初歩的なことで残念ですが、これからは、それは、再発防止のチェックをしていかなければならないということでもあります。

じゃあ、これをどうやって穴埋め、5,000万をしていただいたのを、事務的なエラーでどうやってエラーを取り戻していくのかということでは、今のところ手法がありませんので、どちらかといえば健康づくりの啓発をしていきたり、それから国このごろ難しくなっております賦課金の収納率が下がってきておるというのも事実ですので、こころあたりを改善の方向を向けて改めて取り組む必要があるかというふうに考えおりますけれども、まだ決定的な改善の方向が出されていないということでもありますので、さまざまな部分をどうやって1,800万のエラーを取り返すのかということでは、わたしも含めてみんなで考えてやっていかなければ、取組みをしなければ5,000万を繰入れをいただいた、議会に議決をいただいた、そしてそれ以前に村民の皆さんにこれからの国保が都道府県化されて、その保険料の急激な上昇を抑えるための繰り入れをしていただいたということに対して報いていかなければならないということでございますので、そんな気持ちで取り組んで行きたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。2点ちょっとお聞きしたいと思います。制度が、県

の方が運営するという事になって半年丁度たつんですけれども、この推進を通じて何か不都合ちゅうか、当初とは違ってきたなという状況が生じているのでしょうか。もしあればその点1点お聞きしたいと思います。

それからよく調べてから本当は聞いたんが良いのかも知れませんが、歳入の関係の繰入金基金繰入金が今回あります。これは基金全額だったのでしょうか。ちょっとわたし勉強不足でわからんところありますんで、そのあたりをちょっとお聞かせ願えたらと思います。以上2点よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問お答えします。まず、不都合が生じたかということでは事務的な部分になりますが、特に今年、県が運営主体になったということで不都合は生じておりません。

それから基金の繰入金ですが、まあ先ほど説明がありましたけれども、返還金を返さなければいけないんですけれども、その額が足りないということでこの度基金の方を崩さしてもらうということになります。基金は、昨年度5,000万の基金を積んでいただきました。それ以前に1,100万ほどございましたので、合計が6,100万ちょっとございます。その内のこの度1,500万を崩させていただきますということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第4 議案第40号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第40号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第41号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第42号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保

険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、議案第 43 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 44 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 45 号平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、以上日程第 5、第 41 号から日程第 9、議案第 49 号までの 5 議案については決算の認定についての議題であります。各議案については、質疑終了後議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し審査を付託したいと思っておりますので、総括的な質疑までで止めていただきたいと思っております。

日程第 5 議案第 41 号

○議長（山路 有君） それでは日程第 5、議案第 41 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 一般会計について伺いたいと思っております。本定例会議が開催になりました当初にですね、これについては監査委員の方から意見ということであったと思っておりますが、その追加意見、これに対するいわゆる措置と申しますか、これはまず受けられた段階で広報されておりますでしょうか。その監査委員の監査結果について広報はなされているのでしょうか。

それからいつ具体的に、その結果の報告があったか知りませんが、それに対する措置等については、対応については何かされておりますでしょうか。すでにされておればどういうふうにする予定だとか、あるいはまだであれば、今後どのような形でしていくということ、まず聞かしていただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。8 月の終わりに意見書の方が村長の方に出されまして、その後広報についてはまだいまのところしておりません。今後ホームページ等で上げていくような形になるという具合に思います。

それから、監査の方でいろいろ各課指摘を受けたことについては、対応できるものは即対応させていただきましたし、今後検討が必要なものについては検討していくということで、監査委員の方にはお答えしておりますので、早いうちに、来年に向けでもありますけれども、改正できる

ところは改正して行きたいという具合に思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 監査結果につきましては、報告と同時に広報するということになっておったと思います。地方自治法上ですね。なつてたと思いますので、いわゆる監査委員から報告を受けられた段階で出されるという方がいいんじゃないだろうかと思ひます。

それから監査委員からの意見に対する措置については、これも監査委員の方に通知をされてそれに基づいて、監査委員は広報をするということになっておると思ひます。この点、今後予定等についてありましたらちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。意見書等の報告の方ですけども、ちよつと勘違ひしてござりまして、監査の方についていいですか、議会の方がもうホームページに上げてあるということでしたので、もう広報してあるということでありませう。

それから意見につきましては、各課でその辺は取りまとめをして監査委員の方ということですので、その辺は適宜して行きたいという具合に思ひます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 3回目で最後ですので、お聞きしたいと思ひますけれども、自主財源の関係ですよね。まあ今日もいろいろな面で財源の方を充足させたいということでの、村長の方の話もあつたかと思ひます。そういう点についてまあ議会の方も、議員の方もですね、いろいろ質問させていただいておるといふあれだと思ひますけれども、実財源率が54.7から47.7に下がつておつたと思ひます。7.1パーセントの自主財源率になつたということですよ。いろいろ必要な施策を、それだけどんどんとつていただいとつてということで、それは当然のこととしてあれして行かないけんと思ひますけれども、一方でやっぱり財源を拡充していくということでは、やはり重要じゃないかと思ひます。たつて今危機的には依存財源である村債が大幅に増加になつておる。あるいは、年々増加傾向にある地方交付税が伸びておると、まあ地方交付税が伸びるといふことは逆にいえば自主財源が落ちて来ておるといふ逆の面で見方があるんじゃないかと思ひますけれども、このあたりどうでしょうか。自主財源の開拓に関する村長の考え方といふのは、今後のですね、についてちよつと話していただければと思ひますが、どうでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） あの具体的にどうするのかという自主財源を求めるということでは、今これはその、うちげの村をどんな形で土地利用をしていくのかということでは、国道 431 号の周辺はやっぱり都市的な土地利用をしなければならないというふうに思っています。そこに農地から宅地に変わっていくという財源が延びていくということだと思っています。

それから移住定住ということで、新築住宅の取得をされた皆さんには補助金を一部出して、日吉津に住むという選択をしていただくというようなことを政策的にやっていますけれども、実際には固定資産税や、その家庭の所得税からくる税収入等が伸びると思いますけれども、それはそれでまた子育ての経費がいるということですので、なかなかそこで税収のバランスをとることができないと、出る分と入る分はどちらがよくなるかなあという気がしておりますけれども、ある意味税収もですけれども、地域がどんなに元気があればいいのかということだと思っています。日吉津がように寂れてしまって、人も来てごしならんということではいけないと思っています。相乗的に元気があっていいなあと、王子さんもありますし、イオンさんもある。そして村民の皆さんもあって、周辺から見て日吉津は元気があっていいなあと、捉えていただくということが大事ではないかというふうに思っています。

じゃあ、税源を、税収を、財源をどうやって拡充していくのかということでは、なかなか地方で独自の税源がありませんので、税源にするような資産がないということですので、難しいですけれども、この度交付税の伸びは中身でいいますと、障がい者自立支援給付の関係で伸びたというのが実態だと思っておりますので、サービス給付が伸びたということは、村民の皆さんにとってそれだけ生活が充実をしてきたということだと思っておりますので、なかなか税源というものがはっきりとしたものがない。今ではっきり言えるのは 431 のへりをどんなふうに使っていくのかということが言えることだと思っております。

あとは総合的に、総括的に地域がどんな元気があればいいのかということを考え続けながら、地域づくりをしていくことが大切だなあと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第 6 議案第 42 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 42 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険

事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第43号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第43号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第44号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第44号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第45号

○議長（山路 有君） 日程第9、議案第45号平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。この際議案第41号から議案第45号までの議案5件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査に付することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 41 号から議案第 45 号まで決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に松田悦郎議員、副委員長に橋井満義議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員長に松田悦郎議員、副委員長に橋井満義議員に決定しました。

松田決算審査特別委員長には、5 会計の決算認定について会期中に審査をしていただくようお願いいたします。審査結果を来年度の予算編成に反映させるために大切と考えるので、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第 10 議案第 46 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 46 号日吉津村教育委員会委員の選任についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。提案されたものに異議を申し上げるものではありませんけれども、ここに説明で任期が書いてありますけれども、はじめにきちんと任期を入れていただくということはできないのでしょうか。そういう提案を以前にも申し上げたような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） えらいすみません。任期が入るべきものだというふうに認識をしておりますので、任期はいつまでだったかいな。30 年の 10 月 1 から 34 年 9 月 30 日まで、4 年間で委員をお願いするというものでありますので、議案の提案に対し、齟齬があったというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山路 有君） 三島議員あの、提案理由の時に任期を列記したものがお手元にわたっているというふうに思っておりますけれども。

○議員（5 番 三島 尋子君） そういう意味ではありません。理由ではなくて、ここの表にきちんと任期を入れるものではないですかということをお願いいたします。

○村長（石 操君） ということで、提案において議案の齟齬があったかなあというふうに思っていますので、そのようにご理解をいただければということでもあります。

○議長（山路 有君） はい、わかりました。ちょっと、わたしも提案の所を見たんで、よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。ご苦労様でした。

午後0時10分 散会